

監査告示第19号

令和3年2月25日

鹿児島市監査委員	内山	薫
同	小迫	義仁
同	山口	健
同	長浜	昌三

令和2年度定期監査（第3回財務等監査）の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表します。

記

1 監査の基準

この監査は、鹿児島市監査基準（令和2年2月20日制定）に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づく財務監査及び行政監査

3 監査の対象

(1) 対象局部課

総務局	東京事務所	
企画財政局	企画部	政策企画課 地方創生推進室 移住推進室 アジア戦略室 政策推進課 交通政策課
健康福祉局	すこやか長寿部	健康総務課 指導監査課
	保健所	保健政策課 生活衛生課 食肉衛生検査所 保健環境試験所
産業局	中央卸売市場	青果市場 魚類市場
観光交流局	観光交流部	観光プロモーション課 スポーツ課
建設局	建築部	住宅課 建築課
消防局		警防課 情報管理課 予防課

水道局 総務部 総務課 経理課
 水道部 水道整備課 水道管路課 配水管理課
選挙管理委員会事務局
農業委員会事務局

(2) 対象範囲

原則として令和2年4月1日から令和2年10月31日までに執行された事務事業

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合规性の検証、経済性、効率性及び有効性等の観点から、また、組織及び運営に関し、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点も加味し、次の項目について監査を実施した。

なお、今年度は、重点事項として(5)の項目を監査した。

(1) 収入事務

調定決議書（収入伝票）、現金領収帳、収入日計表等の収入事務、滞納整理事務の状況

(2) 支出事務

予算措置、予算執行、支出負担行為、履行確認、資金前渡事務の処理状況、支払等の支出事務の状況（補助金等の交付事務、委託契約事務の状況については令和元年度分も含む。）

(3) 物品会計事務

備品・物品出納の管理台帳等の整備、備品・物品の保管、在高の確認の状況

(4) 財産管理事務

土地、建物、工作物等の財産を管理する台帳等の整備、建物等の管理、財産の貸付・使用許可の状況

(5) 重点事項

内部統制の整備・運用状況について（収入事務）

(6) その他

自動車の運行管理、歳計外現金の適正な保管、基金の適正な運用など

5 監査の主な実施内容

本市監査基準に基づいて財務に関する事務等の執行及び経営に係る事業の管理等については、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行い、重点事項については、調査票及びマニュアル等の提出を求め、内部統制の整備状況及び運用状況の確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

なお、東京事務所については、新型コロナウイルス感染症対応のためウェブ会議により実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び監査対象局部課執務室

(2) 実施日程

令和2年11月30日から令和3年2月25日まで

7 監査の結果

財務に関する事務の執行並びに事務事業の実施については、おおむね適正になされていると認めたが、一部に改善を要する事項があった。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、指導事項として各所属長に別途指示した。

また、収入事務に係る内部統制の整備状況及び運用状況は、おおむね適切であったが、一部に事務処理体制や職員のスキルに起因した軽微なミスが発生事例が見られた。

各局部の監査結果は次のとおりであった。

(1) 総務局 東京事務所

指摘事項なし

(2) 企画財政局 企画部

指摘事項なし

(3) 健康福祉局 すこやか長寿部、保健所

すこやか長寿部 指摘事項なし

保健所 指摘事項なし

[意見]

- ・ 公益財団法人鹿児島市獣医公衆衛生協会は、動物管理事務所の建物内に同協会の事務所を設け、動物管理事務所業務等委託契約の受託者として業務を実施しているが、同協会は、当該業務のほか食鳥検査業務を実施する団体でもあることから、建物使用については、財産規則に基づき使用の許可手続きを検討されたい。(生活衛生課)

(4) 産業界 中央卸売市場

[指摘事項]

- ・ 青果市場では関連商品売場棟に市場関係者が自動販売機8台を設置しているが、設置許可の手続きがなされていない。(青果市場)
- ・ 魚類市場では関連商品売場棟などに市場関係者が自動販売機16台を設置しているが、設置許可の手続きがなされていない。(魚類市場)

(5) 観光交流局 観光交流部

[指摘事項]

- ・ 市民体育館の収納事務受託者（指定管理者）は、会計規則第32条第4項に定める会計管理者の承認を受けないまま金銭登録機により使用料を収納していた。（スポーツ課）

[意見]

- ・ 茶山ドームまつもとは、令和2年1月末の強風によりテント頂部が一部破損し、同年8月に修理されるまでの間、雨天時には施設の一部を利用できない状況であった。所管課によると対応策の検討に時間を要したとのことであるが、施設の修繕等については利用者サービスの低下を招くことのないよう、指定管理者と連携し速やかな対応を図られたい。（スポーツ課）

(6) 建設局 建築部

[指摘事項]

- ・ 収入が減少した世帯における市営住宅家賃等の減免適用期間は、鹿児島市営住宅条例施行規則第18条第3項第3号に該当する場合6月間であるが、誤って当該年度末までの11月間としているものが1件あった。（住宅課）
- ・ 令和2年4月1日の鹿児島市営住宅条例施行規則の改正により、市営住宅家賃等減免承認通知書の様式に記載されている根拠条項について第18条第7項とすべきところ、同条第4項と記載していた。（住宅課）

[意見]

- ・ 市営住宅の駐車場は、条例上、共同施設と位置付けられているが、現状は全ての駐車場について行政財産目的外使用として許可している。また、使用料についてはツインハウス南林寺住宅のみ行政財産目的外使用料を徴収し、その他は各住宅の自動車保管場所管理組合に管理を委ね、全額免除している。公営住宅の駐車場の管理については、平成8年の公営住宅法の一部改正に伴う国からの通知を踏まえ、適切な対応を図られたい。（住宅課）
- ・ 市営住宅使用料を完納した住宅福祉会（市営住宅入居者の総意に基づく組織）に対しては、鹿児島市営住宅使用料納付奨励規則に基づき報奨金を交付しており、令和元年度においては、112の住宅福祉会のうち103団体に対し11,750,225円を交付している。この制度は、市営住宅使用料納付の義務感をかん養し、併せて良好な住居環境の維持と使用料の完納を図ることを目的に昭和42年以前に開始したものであるが、制度発足から相当期間が経過していることから、社会情勢の変化等を踏まえ交付の必要性を含め見直しを検討されたい。（住宅課）

(7) 消防局

指摘事項なし

(8) 水道局 総務部、水道部

指摘事項なし

(9) 選挙管理委員会事務局

指摘事項なし

(10) 農業委員会事務局

指摘事項なし

[参考]

監査の結果における指摘事項等の区分は、次のとおり

区 分	基 準
指導事項	改善又は是正を要するが、内容が比較的軽微で指摘事項に至らないと認められるもの
指摘事項	法令、条例、規則等に違反しているもの及び法令等に違反はないが指摘すべき事項であると認められるもの